相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡西区大字藤田七二三番地三、最後の住所福岡県北九州市八幡西区光貞台一丁目六番二一号

被相続人　亡　中島加代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月九日

福岡県北九州市八幡西区黒崎三丁目一番七号アースコート黒崎駅前ＢＬＤＧ．四階黒崎合同法律事務所

相続財産管理人　田邉　匡彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市横尾町二二三三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　那須　定光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月九日

長崎県佐世保市栄町七番五号エクランビル四階Ｂ号室竹口・堀法律事務所

相続財産管理人　竹口　将太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎市馬町六一番地、最後の住所長崎市三ツ山町一三九番地五恵の丘長崎原爆ホーム

被相続人　亡　永松テル子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月九日

事務所長崎市金屋町九番三二号ＫＹ中尾ビル二〇三号江崎司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　江崎　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上益城郡甲佐町大字岩下八八番地、最後の住所熊本県上益城郡甲佐町大字緑町五〇番地　被相続人　亡　宮原　常

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月九日

事務所熊本市中央区京町二丁目二番四二号

相続財産管理人　弁護士　山本　好郎

無縁墳墓等改葬公告

実度寺納骨堂の整理改葬事業のために、無縁納骨堂について改葬することとなりましたので、納骨堂使用者等、死亡者の縁故者及び無縁納骨堂に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十六年七月九日

一、納骨堂所在地　京都府舞鶴市字倉谷一九二一番地

一、納骨堂の名称　実度寺納骨堂

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍は全て不詳、氏名　岸本徳蔵、井上富民、清内広吉、大原春法、大原芳子、谷崎孝行、西本弘、本田みつ、谷田妙子、岡由郎、加藤千秋、渡辺ナツノ、山口シゲノ、袖長たき、伊藤とく、辛永五、東海林助蔵、長嶺幸子、堀照代、堀修、堺かつ、伊藤荘志、菅維蔵、井上文太郎（丈太郎）、本合ノブヱ、田中ヒサ、板谷義雄、南家先祖代々、安積はな、高橋はつ、亀田亀太郎、永野重郎、李斗発、田中とわ、和久田政子、近藤勤、福嶋知蔵、薬師寺妙子、岡田ふぢい、松本弘美、葭田徳治、葭田スミ、山田弥之助、加納愛之輔、奥井よね、塩見さと、清水つや、谷田鉄雄、佐藤宇喜代、塩田伝次郎、米田三郎、萩修一、川本すて、梅田明夫、山本唯四郎、長尾清治、今川キクヨ、上田浅治郎、浜田新吾、島崎安太郎、古川トク、愛屋冨江、志水巌、高橋チトセ、塩見晃男、寺田初子、野中家水子、土井リツ、渡辺進平、川中郁人、沢田茂利、水口いと、斉藤ミヨ、武内ヒサ、高嶋静市、中根末治、岸下チヨ、高橋すゞ、谷水レイ、安達ゑつ、吉田透、堤春夫、中嶋カヨ、市川しげ、山口栄、水口甚次郎、広沢一男、菅春吉、松岡実、金森佐一郎、大江春治、小川時蔵、山根喜久栄、小椋春雄、塩田秀雄、韓基錫、本村秀、萩野信雄、山田保朗、児島冨美子、山崎幸子、秋元太一、寺田幾治、藤田イチ、西川定造、浜上てる子、吉岡次枝、白藪家水子、依田家水子、塩見一巳、藤原もと、矢島正雪、林光雄、林フシ、細野庄太郎、田井重太郎、小林佳子、松井峰太郎、長沢家水子、吉川美三枝、足立栄治、足立春枝、志水あけみ、山田江無、青山滝三、中村元一、村田あい子、中谷柳太郎、土肥貴美野、藤原レツ、中西艶子、岸本勇次郎、岸本よしの、田中春生、上田俊代、村田シゲ、大呂勇、木村定雄、小中進、山本伊三松、荻野ちか、林しず、木下すゑ、高嶋勝、倉き志、林ツギ子、川瀬雅枝、米田とよ、米田良子、松下家先祖代々、横谷いわの、石原良二、平瀬芳夫、田中志げ、江河家先祖代々、愛屋忠雄、村上家先祖代々、奥野馨、田川トメ、深田弘、川室かずい、奥野はる、糸井邦二、愛屋梅次郎、島崎民子、村上きぬゑ、志水寿江、塩見福江、津田文雄、横谷成章、猪飼吉一、愛屋れい、大呂壽美子、小椋マスノ　他氏名不詳四十五体

一、改葬を行おうとする者　京都府舞鶴市字倉谷　一九二一番地　実度寺　代表役員　石井正恩

連絡先　京都府舞鶴市字下安久五五九番地一　法護寺

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等を改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十六年七月九日

一、墳墓等所在地　兵庫県加古川市平荘町一本松二五九の二

一、墳墓等の名称　堂山の墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　兵庫県加古川市平荘町一本松三二六　一本松町内会長　岸本　豊

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成26年７月９日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①橋富興産株式会社　②東京都知事(10)3814　③代表取締役　橋富健藏　④東京都千代田区麹町一丁目５番４―205号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区麹町一丁目５番４―205号　橋富興産株式会社　代表取締役　橋富健藏

債権申出の公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十六年五月三十日厚生労働大臣の認可を受け、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一一五号）第一四五条第二項の規定により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月九日

兵庫県三木市加佐三三七

播州金物厚生年金基金

代表清算人　平野　稔